

企画総務委員会記録

- 1 日 時 令和元年6月24日(月)
午前 9時59分 開会
午前11時30分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 永 易 英 寿 副委員長 越 智 克 範
委員 井 谷 幸 恵 委員 篠 原 茂
委員 藤 原 雅 彦 委員 伊 藤 優 子
委員 山 本 健十郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席した者
・副市長 寺 田 政 則
・企画部
部長 鴻 上 浩 宣 総括次長(地方創生推進 佐 薙 博 幸
監・地方創生推進課長)
次長(総合政策課長) 河 端 晋 治 財政課長 木 俵 浩 毅
・総務部
部長 園 部 省 二 総括次長(人事課長) 高 橋 正 弥
契約課長 堀 尚 子
・消防本部
消防長 毛 利 弘 総括次長(予防課長) 藤 田 佳 夫
総務警防課長 中 川 雅 彦 予防課主幹 高 橋 茂 雅
・教育委員会事務局
学校給食課長 安 藤 寛 和
- 6 委員外議員 な し
- 7 議会事務局職員出席者
事務局長 岡田 公央 主任 村上 佳史
- 8 本日の会議に付した事件
(1) 付託案件審査

- 議案第 4 1 号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 9 号 財産の取得について
- 議案第 5 0 号 財産の取得について
- 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 議案第 5 2 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

請願第 1 号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出方について

- (2) 市民との意見交換会について
- (3) 行政視察について
- (4) 閉会中の常任委員会開催について

9 会議の概要

○ 開 会 午前 9 時 5 9 分

●永易委員長：開会挨拶

○寺田副市長：挨拶

(1) 付託案件審査

◎企画部関係（総務部その他関係者）

◇議案第 5 2 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○木俣財政課長：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：参考資料の 8 ページで別表第 2 の舞台関係設備 3,000 円を 4,000 円に、9 ページの別表第 4 の展示用設備 1,000 円を 2,000 円にとあり、消費税の引き上げに伴うことだと思うが、どういう意味なのか。

○木俣財政課長：別表第 2 は 3,000 円が 4,000 円になっており、間違いではないかという質問かと思うが、これについてはそれぞれ範囲内の規則で定める額と規定をしており、例えば 100 分の 108 が 3,000 円だとすると、100 分の 110 では三千いくらと端数となってしまふ。それを避ける目的もあり、上限を 4,000 円という範囲の中、規則で具体的に定められていることから、条例としてはこのような書き方になるということをお理解いただきたい。

●篠原委員：提案理由には、行政財産の目的外使用料、公の施設の使用料等の額を改定するためとあるが、この部分によって、3,000 円が 4,000 円になったということか。

○木俣財政課長：今回の改正については、基本的には消費税分のみの改正ということで、100 分の

108から100分の110にするのだが、条例の書き方として、例えば3,000円としているものを3,100円の範囲内という書き方をするのではなく、改めて詳しいことは規則で定めると書いていることから、上限として3,000円だったものが、4,000円になるということである。

●篠原委員：便乗して値上げしているという気がするが大丈夫か。

○木俵財政課長：今回はあくまでも消費税と地方消費税の率の改正に伴う改正ということであるので、便乗値上げという考えはない。

●篠原委員：4,000円ではなくて、3,000円掛ける110ではないのか。

○木俵財政課長：3,000円を今回の消費税率の改正に当てはめると3,050円になる。規則の改正は把握していないが、基本的には規則で決めることになると思う。

●伊藤委員：4,000円は正しい数字ということで、規則で決めるということか。

○木俵財政課長：条例はあくまで上限の設定である。今回、3,000円を4,000円に改めるということを条例で規定をしたが、これはあくまでも上限であるので、規則で改めて詳しい数字を決定する。

●伊藤委員：消費税が8%から10%に上がるということだと思うが、前の5%から8%に上がったときには行政財産使用料条例や法定外公共物管理条例などは108に上げずに、今回で110に上げるということか。

○木俵財政課長：平成26年に消費税が8%に上がったときのこの使用料等に対する考え方は、翌年度の平成27年10月に10%に改正されることが予定されていたことなどから、基本的には料金の見直しはしないという方針であった。ただ、その中でも、市が消費税を納める義務を負う、いわゆる公営企業や、事業所が消費税を納める、いわゆる使用料、手数料に関する部分のみ100分の108に改正し、それ以外は改正しなかったことから、今回100分の105から100分の110という形に変わるようになっている。

●伊藤委員：これで消費税を上げなければならない条例は、全て110になったということか。

○木俵財政課長：そのとおりである。

< 討 論 >

●井谷委員：消費税増税そのものに反対であり、文化やスポーツに親しむものはなるべく値上げしてほしくないため、反対したいと思う。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

休憩 午前10時12分 / 再開 午前10時13分

◎総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第49号 財産の取得について

○堀契約課長：説明（契約内容）

○中川総務警防課長：説明（取得概要）

< 質 疑 >

●井谷委員：これはどこに配備するのか。

○中川総務警防課長：南消防署に配備するようにしている。

●井谷委員：更新するものか、それとも新規購入するのか。

○中川総務警防課長：消防自動車整備計画では、消防署に配備する消防ポンプ自動車の更新年限、耐用年数を15年と定めている。今回の車両についても、更新年限に基づき更新整備をするところである。

●山本委員：古い消防自動車を東南アジアへ送っていたが、今回は下取りとなるのか。

○中川総務警防課長：今回の車両についても、インドネシア等、東南アジアのほうに寄贈譲与を考えている。

●山本委員：どういうルートで寄贈しているのか。新居浜市が直接寄贈しているのか、媒介している団体があるのか。

○中川総務警防課長：愛媛トヨタ自動車が社会貢献の一環として東南アジアのほうに老朽化した消防自動車を寄贈する事業をしている。今回についてもそのような民間会社を通じて寄贈したいと考えている。

●山本委員：入札参加業者として5者あるが、市内業者で対応できるところはあるのか。

○堀契約課長：指名業者で消防ポンプ自動車の取り扱いが可能な業者は、現在のところない。

●山本委員：今後もこのような形で続けるのか。

○堀契約課長：今後も一般競争入札の方法で愛媛県内に本店、支店、営業所等があるものという入札参加資格条件で入札を続けていきたいと考えている。

●伊藤委員：この5者は愛媛県に本店や事業所などを置いてあるということだが、ほかに何者あるのか。

○堀契約課長：現在、新居浜市に参加資格登録をしている業者で消防ポンプ自動車の取り扱いがある業者としては、今回入札に参加した5者のほかに株式会社ヤマダと小川ポンプ工業株式会社の2者がある。

●井谷委員：古い消防自動車がインドネシアなどに寄贈された後、どれくらい使えるものなのか。

○中川総務警防課長：愛媛トヨタ自動車で車両整備等を行い、使用に耐えられる状態にして現地に送っている。何年程度使えるかについては、現地での使用頻度にもよることであり、また現地にもトヨタの関係会社が支店としてあり、点検整備をしながら使用していると聞いている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第50号 財産の取得について

○堀契約課長：説明（契約内容）

○中川総務警防課長：説明（取得概要）

< 質 疑 >

●井谷委員：B-3級とはどういう内容か。

○中川総務警防課長：動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令があり、ポンプの性能に応じてAからDまで4段階に等級を定めている。ポンプ自動車については、A級もしくはB-1級の性能を持つポンプを積載しているが、小型動力ポンプとは、別に動力をつけた搬送ができるポンプであり、B級という中間のポンプ性能を持つものである。しかし、重量が90キロから100キロ程度あるので、専用の台車で搬送するものである。都市部では車庫等の配置の問題で、小型動力ポンプを市街地に配備するということも増えてきている。

●篠原委員：今回の3台は新居浜東、新居浜西、金子中に配置されると聞き、また消防団の積載車は23年使用していると聞いたが、今後もこの頻度で更新していく予定なのか。

○中川総務警防課長：消防本部で定めている更新計画には、消防団のポンプ車、積載車は耐用年数、更新年限を23年と定めており、他市町の状況も勘案しながら、23年という耐用年数は今後とも続けていきたいと考えている。

●山本委員：道路が狭いところもたくさんあるが、通常の2メートル程度の道路であればどうなのか。

○中川総務警防課長：今回の消防団の車両については1.25トンの車種を選定している。総重量では

3.5トン未満の比較的コンパクトな車両ということで考えているので、割と小型なものになる。

●伊藤委員：幅が1.7メートルとはどれくらいか。

○中川総務警防課長：幅については、普通乗用車と比較しても変わらないと考えている。

●藤原委員：先ほど消防本部で使う耐用年数が15年、消防団で使う耐用年数が23年と聞いたが、間違いないのか。

○中川総務警防課長：消防本部で使用するポンプ車は15年で消防団に配備するポンプ車、積載車は

23年である。

●藤原委員：なぜその差があるのか。

○中川総務警防課長：走行距離、使用頻度、使用時間、使用回数というところで差をつけている。これは県内や四国地区等の消防本部の耐用年数と比較してもそう変わらない年数である。

●山本委員：参考資料の3ページで、愛媛芝浦ポンプ商会など5者は一般競争入札で1回目、2回目となぜ落札できなかったのか。また、見積合わせでの辞退が3者あるが、理由がわかれば教えてほしい。

○堀契約課長：今回のポンプ付積載車の予定価格は、税抜き2,739万円と決定していたが、1回目、2回目ともに最低価格が予定価格を超えている金額で入札されている。地方自治法施行令等において、2回目の入札を行っても落札者が決定しない場合は、随意契約により契約相手を決定することができるという定めに基づき、一般競争入札の公告文においても2回の入札を行い、落札者

が決定しないときは直ちに2回を限度として見積合わせを行うことができると明記していることから、1回目の見積合わせを行ったところ、3者が辞退し、2者が見積書を提出。2,739万円を下回る金額で見積書を提出した2者のうち安い価格であった愛媛芝浦ポンプ商会と契約を締結することに決定した。このように予定価格を下回る入札額の提示がない場合には、2回目の入札や1回目の見積合わせを行うときに、必ず前回の最低の価格を公表してから見積書や入札書を提出してもらっていることから、それを聞いた3業者は、それを下回る金額での見積書の提出は難しいと判断し、辞退届を出されたと考えている。

●伊藤委員：予定価格が間違っていたということはないのか。

○堀契約課長：今回の予定価格の決定に当たっては、消防本部の予算額と同額を契約課で決定している。同額で決定した理由としては、消防本部が予算要求する際に7者から参考見積りを取った中で一番安い金額が予算額として決定されたことから、それを下回る金額で予定価格を決定した場合には落札者が出ない恐れがあると判断し、同額で決定している。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第51号 財産の取得について

○堀契約課長：説明（契約内容）

○安藤学校給食課長：説明（取得概要）

< 質 疑 >

●伊藤委員：給食センターコンテナ消毒装置一式を松山市にある四国厨房株式会社が競争入札で落札したが、入札に関する規定として、新居浜市ではなく愛媛県内に本社などを置いてある会社としたのか。

○堀契約課長：今回の一般競争入札の主な参加資格としては、愛媛県内に3カ月以上本店、支店、または営業所を有するものであること、納入後の故障等緊急に修理を要する場合に連絡を受けた日に技術者を派遣するなど適切な対応ができること、この2点を主に参加資格条件としているので、四国厨房株式会社のような松山市内に本店のある業者も入札に参加している。

●篠原委員：株式会社瀬戸内とのぞみ厨機株式会社はどこにあるのか。

○堀契約課長：株式会社瀬戸内は萩生に、のぞみ厨機株式会社は昨年度から新たに登録されている業者で中須賀町に本店がある業者である。

●篠原委員：西条市であれば、市内業者を使うように限定しているが、そのようなことを新居浜市は考えないのか。

○堀契約課長：現在新居浜市に登録している業者で、厨房機器を第1志望として登録されている業者のうち、市内に本店がある業者は今回入札に参加した2者以外にあと2者あることから、市内に本店のある厨房機器の取り扱い業者は全部で4者ということになる。篠原委員が言うように、

市内に本店のあるという条件にした場合、4者だけが参加可能となるが、新居浜市で指名競争入札を行う場合で予定価格が2,000万円以上である場合は、6者以上指名するという内規がある。広く参加してもらうために一般競争入札を行うのにも関わらず、指名競争入札の業者数よりも少ない業者しか参加できない条件にするということでは、整合性が取れない。また、広く参加してもらうことで良いものを安く購入できると考えることから、今回は愛媛県内まで拡大している。

●藤原委員：耐用年数が10年のコンテナ消毒装置を18年使っていたということと、頻繁に故障があったという話だが、故障した場合には、具体的にどのような対応をしていたのか。

○安藤学校給食課長：故障した場合には、購入業者に連絡し、契約条件にもあるように、当日中もしくは翌日の午前中までに修理をしてもらうという対応をしている。

●藤原委員：今回新たに購入するものは前と比べて故障の頻度は減るのか。

○安藤学校給食課長：基本的に大型の厨房機器は、半分オーダーメイドみたいなもので、設置条件によって変わる場合があるが、耐用年数内の故障頻度は減るものと思っている。10年後に更新できるかどうかはわからないため、きちんとメンテナンス契約をしながら、長持ちさせるような体制を取っていききたい。

●山本委員：市内参加業者が4者だけのためと契約課長が説明してくれたが、変えたらできるとだと思ふ。この4者は自校方式のことでどれくらい関わっているかわからないが、市内業者はだいぶ鍛えられていると思う。西条市の建築土木がやっていることは極端で、いいことも悪いこともあるだろうし、自分のところが第一だということだけでもいけないが、6者いないからということではなく、参加資格については、対応を考えないといけないと思うが、考えはあるのか。

○寺田副市長：我々としても市内業者に落札してもらうことを望んでいるが、契約課長が説明したように、品質や競争性の確保ということで、今は6者を指名しているという状況であり、今後研究させていただきたいと思う。

●篠原委員：給食センターについては昨年も厨房機器の更新をしたが、今後も毎年更新していく計画はあるのか。

○安藤学校給食課長：学校給食センターは平成13年に建設され、今年度で18年目を迎えている。使用する厨房機器等については、基本的には耐用年数が10年のものが多く、メンテナンスを繰り返しながら使用している状況が続いているので、平成30年度から機器の更新計画を策定し、令和6年度までにおおよその機器を更新するような計画で進めている。今年度もこのコンテナ消毒装置のほか、主なもので焼き物機、揚げ物機、オゾン発生装置といったものを計画しており、来年度以降の計画はあるが、故障の発生頻度等を勘案しながら、よりよい計画を立てて、更新していくと思っている。

< 討 論 >

●伊藤委員：家庭においても10年以上使用できるものは、修理してでも使用していくものであるが、給食センターは建設後18年が経過しており、厨房機器等については耐用年数を超えて使用している状況が続いていることから、今後はより早めに計画を立て、予算を計上することを要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時49分 / 再開 午前10時59分

◎消防関係（消防その他関係者）

◇議案第41号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田消防本部総括次長：説明

< 質 疑 >

●篠原委員：今回の手数料は設置したときにかかるものと思うが、現在新居浜市にはこれだけ大きなタンクは何個あるのか。

○藤田消防本部総括次長：今回の改正に係るタンクは本市にはない。本市にある最大のタンクで9,000キロリットルである。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第46号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田消防本部総括次長：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時4分 / 再開 午前11時5分

◎予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第47号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○木俣財政課長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：10ページの民生費国庫補助金の児童福祉費国庫補助金について、説明をお願いしたい。

○木俵財政課長：児童福祉費国庫補助金6,647万2,000円の内訳は、小規模保育所を整備する事業所に対し補助を行う私立保育所等施設整備事業に対する補助が3,756万3,000円。幼児教育・保育の無償化対策費の財源として2,890万9,000円である。

●伊藤委員：12ページの自治総合センター助成金の中のコミュニティセンター助成事業助成金とはどういったものか。

○木俵財政課長：当初予算で歳出予算を措置している、宇高自治会館の建設に関する補助である。

●山本委員：12ページの財政調整基金繰入金の使用基準は設けているのか。また、現在高はどれくらいあるのか。

○河端企画部次長（総合政策課長）：財政調整基金繰入金については、当初予算編成において、繰入金の額を10億円以下に抑えることを目標としている。

○木俵財政課長：概算の現在高については、今回の3,000万円の繰入後で約40億円である。

●井谷委員：10ページのプレミアム付商品券についてだが、期間と回数についてはどうか。

○木俵財政課長：プレミアム付商品券事業について、今の予定では、7月から対象世帯に案内文を送付し、実際の商品券の販売自体は10月から2月までと聞いており、商品券の使用が2月までであるため、使用の終わった商品券の実際の換金自体は3月いっぱいまでと聞いている。商品券の内容としては、1枚500円の商品券の10枚つづりで5,000円のを最大5セットまでということとで2万5,000円までとなっている。

●篠原委員：11ページの民生費県補助金について、会派説明では認知症対応型のグループホームを建てるということだが、市内の介護福祉施設では働く人がいないと聞いており、今回は株式会社に委託するというので、株式会社は経営が成り立たないとやめるのではないかと心配するが、働く人の確保について市はどのように指導しているのか。

○木俵財政課長：今回のグループホームと小規模多機能型居宅介護施設の整備に際しては、地域密着型サービスの委員会でも公募して決定したが、その中でも介護職員の確保の問題が委員から指摘された。事業所の答えとしては、ほかのグループ企業の中とのやりくりや、新規の採用を見込んでいると聞いている。人員のボリュームとしては非常に少ないスタッフで運営できる施設であるので、今回のこの施設に関してはめどが立っているようである。

< 討 論 >

●井谷委員：プレミアム付商品券事業費補助金は、消費税が10%になるようなことがあれば、ずっと続くと思うが、私は消費税の増税自体に反対であることから反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

休憩 午前11時21分／再開 午前11時22分

◎請願・陳情関係

◇請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

●伊藤委員：消費税を10%に上げることに伴った議案も出ており、増税の中止を求めることはできないと思う。また、前回もこの意見書の提出は否決としているので、今回も否決と考えている。

●井谷委員：可決で願います。請願趣旨にもあるように庶民の暮らしや地域経済が大変深刻な状況で、庶民はこれ以上節約ができないという状況である。そして、中小業者の生活や商売への不安が高まっており、このような経済状態で増税していいのかという声が圧倒的である。ポイント還元などのいろいろなことをしても、混乱が増し負担の軽減にはならない。そして、そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重い不公平な税金で、大企業や富裕層こそ応分の負担を求めべきで、中小企業の法人税は18%に対して、大企業は10%しか負担していない。さらに高知県では、34市町村のうち20の自治体が意見書を可決し、共産党の議席がない梶原町議会などでも可決されたということで、保守系の議員からも消費税を上げたら景気をもっと悪くなる、現時点では増税を避けて、これを中止することは賢明な選択ではないかという意見も出ている。以上のことからこの請願の採択をお願いします。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

休憩 午前11時24分／再開 午前11時25分

(2) 市民との意見交換会について

●永易委員長：先日の委員長会で議会運営委員長から昨年度と同じ形式で開催するとの説明があった。8月5日の議会運営委員会で、意見交換するテーマと団体を報告することとなっている。本日はそれに向けてテーマについて協議したいと思うが、意見等はないか。

[発言なし]

●永易委員長：それでは一旦持ち帰りいただき、行政視察の時に再度協議し、決定したい。その際には、意見交換する団体も決定したいので、それまでに各自ご検討をお願いします。

○越智副委員長：市民との意見交換会のテーマだが、各種団体名簿の中に住友金属鉱山株式会社別子事業所が入っており、新居浜市と住友グループとの共存共栄や連携といったテーマにしてみてもどうかと思うが、具体的な内容については、行政視察までに詰めたと思う。

(3) 行政視察について

●永易委員長：日程は、7月22日(月)から25日(木)までの3泊4日で、研修先及び研修項目については配付の資料のとおりである。この内容で実施してよいか。

[異議なし]

●永易委員長：それでは、この内容で決定するが、諸般の事情により変更が生じた場合は、委員長に御一任いただきたい。

(4) 閉会中の常任委員会開催について

●永易委員長：閉会中の常任委員会開催については、5月31日に開催した所管事務の説明における協議会後の協議の結果、8月19日に坊ちゃん劇場での下見観劇を行うこととなっている。9時よりマイクロバスで坊ちゃん劇場に向かうため、8時50分に市役所南正面玄関前に集合していただきたい。

○ 閉 会 午前11時30分 閉会

企画総務委員会付託案件表

令和元年6月24日

○企画部関係（企画部その他関係者）

議案第52号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第49号 財産の取得について

議案第50号 財産の取得について

議案第51号 財産の取得について

○消防関係（消防その他関係者）

議案第41号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第47号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	2・10~14
第2表	地方債補正 変更	4

○請願・陳情関係

請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出方について